

再 評 価 書

箇所名	北勢中央公園	事業名	都市公園事業	課 名	都市政策課
事業概要	工 期 (下段：前回)	昭和58年～平成32年	全体事業費 (下段：前回)	17,285 百万円 (施設負担率：国0.5：県0.4：市町0.1) (用地負担率：国0.33：県0.57：市町0.1)	
		昭和58年～平成32年		16,714 百万円 (施設負担率：国0.5：県0.4：市町0.1) (用地負担率：国0.33：県0.57：市町0.1)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>(1) 事業の目的 良好な自然環境の保全を図ると同時に多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場の提供を目的として整備を進めています。</p> <p>(2) 事業の内容 事業の内容は、次の通りです。 全体面積 98.1ha ① テニスコート 16 面、野球場 1 面、サブグラウンド 1 面 ② 芝生広場 6.7ha ③ 水のプラザ 0.9ha ④ 駐車場 4 箇所 ⑤ 沢の森 1.5ha ⑥ 自然探検エリア、自然学習エリア ⑦ 多目的広場 2.5ha ⑧ 園路 2.2km ⑨ 調整池 3 箇所 ⑩ 用地買収面積 98.1ha</p>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成25年度の再評価実施後、5年が経過し、なお事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>【事業の進捗状況】 全体事業費は 172 億 8 千 5 百万円となっています。このうち、施行済額（平成 29 年度末）は 165 億 3 千 9 百万円であり、全体の進捗率は 96% となっています。 施行済額の内訳は、工事費が 79 億 9 千 8 百万円（進捗率約 96%）、用地費が 85 億 4 千 1 百万円（進捗率約 96%）です。 全体計画 98.1ha のうち、平成 29 年度末で 38.0ha を供用しています。</p> <p>【今後の見込み】 平成 31 年度に自然探検エリアの供用(遊具以外)を予定しています。 今後は、テニスコートの増設、サブグラウンド、自然学習エリア等の整備を行い、平成 32 年度の完了を予定しております。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>北勢中央公園の誘致圏の人口は、事業着手時及び前々回再評価時までは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向に転じています。 また、近年厳しい財政状況により公共施設等の効率的な運営が求められる中、北勢中央公園においても平成20年度から指定管理者制度を導入し、公園利用者へのサービスの向上及び維持管理経費のコスト削減を図っています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果

費用対効果(総便益/総費用) B/C=547.64億円/337.10億円=1.62

② 費用対効果分析の結果

費用対効果(総便益/総費用) B/C=664.61億円/415.23億円=1.60

③ 感度分析の結果

B/C=1.52~1.69

4-2 その他の効果

- ・三重県地域防災計画において、北勢中央公園を「東海地震、東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点」と位置付けており、災害時には芝生広場を臨時ヘリポートとして使用することとしており、「都市防災」に貢献しています。
- ・里山の保全をすることで、「都市環境の維持・改善」に貢献しています。

4-3 公園利用者・地元意向

平成20年度の指定管理者制度導入後、公園利用者や地域住民のニーズを確認しながら事業を進めており、大多数の利用者から高い評価を頂いています。

北勢中央公園の整備について、地元関係者の理解も得られています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

- 平成20年度から指定管理者制度を導入。
- トイレ・園路灯をLED化し、維持管理運営面のコスト縮減。

5-2 代替案

残事業である野球場のサブグラウンド、テニスコートの増設に対するニーズや、現在の事業進捗や用地取得の状況から判断しても、現計画が妥当であると判断します。

再評価の経緯

当事業は昭和58年度に着手し、これまで、平成10年度、平成15年度、平成20年度、平成25年度に再評価を実施しています。

平成25年度では、以下の意見を付帯して事業継続を了承されております。

【平成25年度委員会意見】

- 要援護者等の利用に配慮した整備を進められたい。

【平成25年度対応方針】

- 遊歩道や多目的トイレ整備等、誰もが利用しやすい環境整備を進めています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したい。